

福岡市特別養護老人ホーム入所指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、入所の必要性の高い者が円滑に入所できることを目的とする。

2 入所対象者

(1) 入所対象者は、原則として、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護3～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

ただし、要介護1又は要介護2と認定された者であって、やむを得ない事由により居宅での生活が困難であると認められる者は、入所申込者の介護保険の保険者（福岡市の場合は福祉局、福岡市以外の場合はその市町村等。以下、「保険者」という。）の適切な関与の下、特例的に施設への入所（以下、「特例入所」という。）を認めることとする。

(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次の事情を十分に考慮すること。また、地域の実情等を踏まえ、必要と認める事情があれば、それも考慮すること。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

イ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

3 入所申込みの方法及び状況把握

(1) 施設への入所申込みは、「入所申込書」（様式1）によって行うものとする。

(2) 施設は、入所申込者の状況を面談等の方法によって把握し、「調査票」（様式2）を作成する。

(3) 施設は、要介護1又は要介護2の者からの入所申込みがあった場合には、次のとおり対応する。

ア 施設は、「入所申込書」（様式1）裏面の特例入所の要件を入所申込者に丁寧に説明し、入所申込者に特例入所の要件への該当に関する入所申込者の考えを記載してもらうこと

イ 入所申込者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いをしないこと

ウ 「特例入所申込受付報告及び意見照会について」（様式3-①）及び「特例入所申込受付報告兼意見照会対象者名簿」（様式3-②）により、保険者にその状況を報告するとともに、特例入所の必要性について、保険者に意見を求めること

4 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所決定に係る事務を処理するため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。
- (2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員と施設外の第三者で構成するものとする。
- (3) 委員会は、「入所評価基準」（別表）に基づき、次のとおり入所必要性の評価を行い、入所申込者の優先順位を決定する。

なお、要介護1又は要介護2の者の入所の必要性については、上記3(3)に基づき、保険者の意見を踏まえて評価を行う。

ア 入所必要性の評価

評価は次の項目ごとに点数化し、「評価票」（様式4）により整理する。

- ① 本人の状況
- ② 介護サービス等の利用状況
- ③ 介護者等の状況
- ④ 本人の居住地
- ⑤ 特記事項

イ 入所優先順位名簿の作成

評価合計点数の高い順に、入所優先順位名簿（以下「名簿」という。）を作成する。名簿は毎年2回、4月1日及び10月1日現在でそれぞれ作成するものとする。

なお、委員会が必要と認めた場合は、年3回以上作成することができる。

ウ 入所申込者の状態把握

名簿の作成にあたっては、すべての入所申込者について「調査票」（様式2）を新たに作成する等により、入所申込者の入所の必要性や申込みの意思を正確に把握する。

- (4) 委員会は、審議の内容を議事録としてまとめ、これを5年間保管しなければならない。

また、保険者又は福岡県から求めがあった場合には、当該議事録を提出しなければならない。

- (5) 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 入所者の決定

- (1) 施設は、委員会が作成した名簿により入所者を決定する。
- (2) 施設は、入所申込者が次のいずれかに該当する場合は、委員会が作成した名簿によらず、入所を決定することができる。

ア 緊急の場合

- ① 介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要する場合
- ② 災害時
- ③ 在宅復帰、又は長期入院した者について再入所が必要と認められる場合
- ④ その他、特段の緊急性が認められる場合

イ 老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による措置委託による場合

(3) 施設は、次のいずれかに該当する場合は、入所優先順位を変更することができる。

なお、変更した場合は次回の委員会に報告し、承認を得なければならない。

ア 部屋単位の男女別構成により入所が困難な場合

イ 入所申込者の希望する定員の居室に入所できない場合

ウ その他、適切な処遇の確保ができないおそれのある場合

(4) 入所申込者が自己都合（入院等やむを得ない場合を除く。）により入所を辞退した場合は、当該入所申込者を名簿から削除する。

なお、名簿から削除された者が入所を再度希望する場合は、改めて入所申込手続きを行わなければならない。

6 平成 27 年 4 月 1 日以降に入所した要介護 3 以上の者が要介護 1 又は要介護 2 となった場合

(1) 施設は、特例入所の必要性の高さを判断するに当たって、「入所継続意見照会書」（様式 3-③）及び「入所継続意見照会対象者名簿」（様式 3-④）により、保険者に意見を求める。

(2) 施設は、保険者の意見を踏まえ、特例入所による入所の継続が必要と判断した場合、入所の継続を決定することができる。

7 適正運用

(1) 施設は、この入所指針に基づき適正に入所の決定を行うものとする。

(2) 施設は、入所申込者及び家族等に対して、入所優先順位の決定方法等について十分に説明を行わなければならない。

(3) 福岡市は、この入所指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言及び適切な援助を行うものとする。

8 その他

この入所指針は、必要に応じて見直すものとする。

附 則

この入所指針は、平成 15 年 1 月 1 日から適用する。施設は、その運用を平成 15 年 4 月 1 日までに開始するものとする。

附 則

この入所指針は、平成 25 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この入所指針は、平成 27 年 4 月 1 日現在の名簿作成時から適用する。

附 則

この入所指針は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この入所指針は、令和元年 6 月 3 日から適用する。

附 則

この入所指針は、令和 5 年 7 月 3 日から適用する。